

生駒市条例第 18 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 28 日

生駒市長 小 紫 雅 史

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 27 年 1 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「任命権者又は任命権者の定める上級の職員（特別職を含む。）の面前で」を削り、「朗読し、かつ、これに署名押印しなければ」を「任命権者に提出しなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。